



平成26年9月9日  
日本原子力発電株式会社

### 原子力規制庁に対する申し入れについて

9月4日に開催された「敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」の第4回追加調査評価会合において、事前の事務局の了解に反し、突然、当社が6月16日までに提出した資料のみで議論を行い、それ以降のデータ等は考慮しないとの議事進行が行われました。

これを受け、当社は、本日、原子力規制庁に対して、評価会合をやり直し、最新のデータ等も含めて十分な科学的議論を行っていただくよう、文書で申し入れをしました。

添付資料：最新データ等の扱いに関する申し入れ

以 上

平成26年9月9日  
日本原子力発電株式会社

最新データ等の扱いに関する申し入れ

去る9月4日の第4回追加調査評価会合においては、当社が提出した最新のデータ等を含む説明資料に関し、当社が6月16日に提出した資料のみで議論を行い、それ以降のデータ等は考慮しないとの議事進行が行われました。これは、当社と規制庁事務局との事前の了解とは全く異なるものであります。

当社は、第2回会合での当局からの指示に従い、別紙に示すとおり、8月29日事務局と事前のご相談を行い、そこでのご了解に基づいて説明資料を提出したものであります。当社は、規制行政は被規制者との信頼関係の上に成り立っているものであると考えるところ、6月21日の第2回会合での説明資料と専門家の出席の拒否に続き、事前の了解を反故するようなことが度重っており、当社として受け入れ難いものであります。最新のデータ等は評価会合として判断する上で極めて重要なものでありますので、評価会合をやり直し、最新のデータ等も含めて十分な科学的議論を行うよう要望させていただきます。

8月29日の面談に至る経緯

1. 第2回追加調査評価会合（平成26年6月21日）

原子力規制委員会の「敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 第2回追加調査評価会合」において、冒頭、当社から事前の了解に従い前日に正式に提出した資料の配布と説明が拒否されるとともに、当方から依頼した専門家の方々の議論への参加を拒まれた。

———第2回追加調査評価会合での管理官のご発言———

「・・・審議の進め方、これについては、先ほどうちの櫻田のほうから申しあげましたように、できるだけ早い段階で事業者のほうと調整しないと、・・・、私ども事務局のほうも努めたいと思いますので、よろしくお願いします。」

2. 要請書の提出（平成26年6月24日）

当社は、第2回追加調査評価会合の議事運営について、規制権限の行使の一環として行われる審議として問題があると考え、原子力規制委員会に対して、速やかに、評価会合における審議の継続及び議事運営の改善を図り、具体的な証拠データに基づいた科学的、技術的な議論を行っていただくよう要請書<sup>\*</sup>を提出した。

※以下の3点に関する要請

1. 当社提出資料の取扱い等に関する事実関係
2. 議事運営に関する問題点
3. 議事進行上の問題点

3. 申し入れの提出（平成26年7月23日）

当社において、6月21日開催の第2回追加調査評価会合の審議内容について、議論の状況を整理し、申し入れを行った。申し入れを行った際の規制庁面談記録の内容は次のとおり。

———規制庁面談記録（平成26年7月23日）———

「敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」の会合の進め方及び弊庁が掲載する面談録の記載内容に関して、日本原電株式会社から要望があった。

具体的には、今後、面談で話し合われた内容について、双方の認識が一致していることを確認し、それを面談録として掲載することとした。

また、今後の進め方については、弊庁で検討した結果に基づき、両者で相談することとした。

4. 第4回評価会合前まで（平成26年8月29日規制庁面談等）

これを受けて、当社は評価会合における当社の説明資料、説明内容等については事前に規制庁事務局に説明し、ご了解を頂いていた。

## 最新データ等の扱いに関する「事実関係」(第4回追加調査評価会合と評価会合前のヒアリングでの相違)

第4回追加調査評価会合(平成26年9月4日)での 委員長代理、管理官の発言	面談(平成26年8月29日)での管理官の発言(注)
<p>委員長代理:いつも新しい資料を持ってこられて、その場で説明していると議論がいつまでたっても収束しませんので。</p> <p>委員長代理:あの、これは前から申し上げていますが、資料は1週間前を原則として出していただきたい。そちらについては十分それについて用意ができるようにしていただきたいと申しあげております。あの、会合ごとに新しい資料突然出されて説明されても、我々用意がないのでお聞きすること以外できません。討論にはなりません。資料はいただき、結果はいただきましたので、これは後でゆっくり読ませていただきます。ということで、先に進めさせていただきます。</p> <p>委員長代理:何度も申し上げることはやめたいとおもいますが、すでに、昨年の7月に最終報告を頂いて、それに対して議論をはじめているんですけど、その議論の度ごとに新しい資料を出されると終わらないんですね。はい。それは前から申し上げていて、おりますので、あのできれば先に進めたいと思います。</p> <p>管理官:ちょっとよろしいですか、事務局の方。えーとですね、基本的には、あの、昨年の5月のこちらの評価書、これをもとに、7月11日に原電さんが報告書が出されたら、それをベースにまず検討して下さい。そうでないと今島崎が言ったように、いつまでたっても終わりません。ですから今日は、元々は7月11日のやつをベースにプラス<math>\alpha</math>、この前の敦賀-00の資料、ありますけれども、それをベースに議論させて下さいということでございますので、その辺ご承知置き下さればと思います。</p> <p>(注)本発言は、9月4日に開催された敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合第4回追加調査評価会合を、当社においてYouTubeから聞き取り、文字おこしをしたものである。</p>	<p>原電:正式資料は6月21日の第2回評価会合の「敦賀〇〇」の資料ですが、その後の資料というのは、有識者の先生方をご覧になっているのですか。</p> <p>管理官:<u>原電さんの公開されている資料は、皆さんしっかり見えています。原電さんが用意する資料は、6月21日の第2回評価会合で採用しなかった資料を含めて、皆さんしっかり見えています。</u></p> <p>原電:「敦賀〇〇」の<u>後に公開された資料(7月23日提出、規制庁面談記録に記載)をベースで、説明させていただいて構いませんか。</u></p> <p>管理官:構わないです。<u>もう公開されていますので、我々も、「敦賀〇〇」の後に公開された資料をベースで作られるんじゃないかと思ったので、それを説明いただくということになると思います。</u></p> <p>管理官:<u>7月23日に要請書をいただいた時の添付の資料をベースに作られるのであれば、事前に我々の方に提出していただく必要はないと思います。ちょっとのプラスアルファであれば。ベースは要請書をいただいた時の添付の資料ですね。</u></p> <p>原電:ベースは要請書をお渡しした時の添付の資料ですけども、作っている最中なので、<u>当日にならざるを得ない部分もありますので、そこはぜひご容赦いただきたい</u>と思います。</p> <p>管理官:<u>分かりました、大幅な変更じゃなければ私はいいと思っています。</u></p> <p>(注)当社出席者の記録と記憶をもとに作成。</p>
規制庁面談記録(平成26年8月29日)	当社作成 規制庁ヒアリングメモ(平成26年8月29日)
<p>「7月23日の面談で提出した申し入れ資料「敦賀発電所敷地の地質・地質構造 D-1 破碎帯の評価 コメントに対する回答」の使用と当日新たに作成する資料について、当日持ち込みすることもある。」との申し入れがあり、当方も了承した。</p>	<p>・「7/23の規制庁申し入れで提出した最新のコメント回答資料をベースに考えてもらって構わない。有識者も最新のコメント回答資料を見ていると考えてよい。」との規制庁側の発言。</p> <p>・事業者資料は、確定された「第3回会合における議論の整理」に応じたものであるべきと当社は考えており、会合ぎりぎりまで作り込む。従って、<u>資料は当日持ち込むこともあることを述べ、了承された。</u></p>

### 最新データ等の扱いに関する「事実関係」

2ヶ月半経過

